

## 指定短期入所重要事項説明書

あなたに対する短期入所サービス提供開始にあたり、厚生労働省令及び岐阜県条例に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

### 1. 事業者

名 称	社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会
所 在 地	岐阜県郡上市大和町徳永585番地
代 表 者 氏 名	会長 鈴木 富士夫
電 話 番 号	0575-88-9988
設 立 年 月 日	平成16年4月1日

### 2. 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	指定短期入所
事 業 所 番 号	2111000549
事 業 所 の 名 称	郡上市社協おれんじはうす
事 業 所 の 所 在 地	岐阜県郡上市大和町剣91番地2
連 絡 先	0575-88-4123
管 理 者	村瀬 真子
通常サービスを提供する地域	郡上市内
主 た る 対 象 者	身体障害者（18歳未満の者を除く） 知的障害者（18歳未満の者を除く） 精神障害者（18歳未満の者を除く）
定 員	2名
開 設 年 月 日	平成30年10月1日

### 3. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とします。
運 営 方 針	利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に提供します。
第三者評価実施状況	なし

### 4. サービス提供職員の設置状況

#### （1）管理者（非常勤兼務 生活支援員兼務 1名）

管理者は、職員の管理、指定短期入所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

#### （2）生活支援員（非常勤専従 1名以上）

生活支援員は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介助等について、適切に援助する。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 営業日と営業時間

営業日 12月28日から1月3日までを除く毎日

営業時間 終日

(イ) サービス提供日とサービス提供時間

サービス提供日 12月28日から1月3日までを除く毎日

サービス提供時間 終日

## 5. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

(ア) 食事の提供

(イ) 入浴又は清拭

(ウ) 身体等の介護

(エ) 生活相談

(オ) 健康管理

(2) 介護給付費対象外サービス内容

(ア) 食事の提供に係る費用

朝食 1食につき 780 円 (内食材料費 300円)

昼食 1食につき 1,080 円 (内食材料費 600円)

夕食 1食につき 1,080 円 (内食材料費 600円)

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(イ) 居宅に係る光熱水費 1日につき 200 円

(ウ) 日用品費の実費

(エ) 送迎サービスの提供に係る費用

郡上市外からの送迎 1回 片道 200 円

(オ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

## 6. 利用料金

### (1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

尚、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。  
障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の8時30分までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用予定日の8時30分までに申し出が無い場合は、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料（食費の実費相当額1日あたり 600円）

### (3) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月27日までに振替依頼書で登録されました金融機関から口座振替でお支払いください。

また、現金でお支払いを希望される場合は、当事業所窓口でお支払いください。

## 7. 利用者の記録及び情報の管理等

### (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後、5年間保管します。※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後4：00です。

### (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は管理者の判断で情報を提供しますので、本重要事項説明書にて同意いただきます。

## 8. 身体拘束の禁止

### (1) 当事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。

### (2) 当事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

## 10. 虐待防止について

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の予防のために、次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期開催。
- ② 虐待防止のための指針の整備。
- ③ 虐待防止のための研修の定期開催。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(2) 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

## 11. ハラスメントについて

ハラスメントに関する事業者の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行います。利用者、家族または身元保証人等から、事業所及びそのサービス従事者、その他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービス利用を一時中止もしくは契約を解除します。

## 12. 感染症予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生とまん延を防止するために必要な措置を講ずるものとします。

感染症や非常災害の発生においても利用者へのサービスを継続的に実施するため、非常時の体制で早期業務再開を図るため業務継続計画を策定し業務継続に必要な措置を講じます。

- (1) 事業所内での業務継続計画の周知・研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しと変更を行います。

## 13. 緊急時の対応（協力医療機関）

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに下記の協力医療機関への連絡等を行います。

医療機関の名称	岡部内科
医院長名	岡部 祐二
所在地	岐阜県郡上市大和町剣88-5
電話番号	0575-88-3321
診療科	内科、消化器内科
入院設備	なし

## 14. 要望・苦情等申し立て先

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

#### ◆ 苦情受付窓口担当者

村瀬 真子（郡上市社協おれんじはうす 管理者）

0575-88-4123

#### ◆ 苦情解決責任者

八代 忠尚（郡上市社会福祉協議会 事務局長）

0575-88-9988

#### ◆ 第三者委員

野口 洋輔 0575-65-6278

野々村茂樹 0575-82-2152

### (2) 行政機関その他の苦情の受付

◆郡上市社会福祉協議会 0575-88-9988

◆郡上市健康福祉部社会福祉課 0575-67-1811

◆岐阜県健康福祉部障害福祉課 058-272-1111

◆岐阜県社会福祉協議会運営適正化委員会 058-278-5136

## 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、隣接するみずほ園の「消防計画書」及び「土砂・水害対策計画」により対応いたします。	
平時の訓練	別途に定める隣接するみずほ園の「消防計画書」及び「土砂・水害対策計画」に則り、年1回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。	
防災設備	・スプリンクラー ・誘導灯 ・消火器	・火災報知器、火災通報装置 ・熱感知器 ・ガス漏れ報知器
保険加入	事故、災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 ・加入保険会社名：株式会社 福祉保険サービス ・加入保険内容：しせつの損害補償	

## 16. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

外出	事業所から外出する場合は、事前に職員に連絡してください。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただきます。

喫 煙	喫煙は、決められた場所でお願いします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理できない利用者につきましては、貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動・ 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定障害福祉サービス短期入所サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づく事業者から重要事項の説明を受け、本書7項の情報提供について同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族等 氏名 \_\_\_\_\_